

特例該当資産（一部抜粋）

特例対象資産	適用条項	取得時期	適用期間	特例割合	添付書類
内航船舶	地方税法第 3 4 9 条 の 3 第 5 項	—	期限なし	1 / 2	船舶原簿、登録票及 び船舶検査証書の写 し等
再生可能エネルギー発電設備 （太陽光 1,0 0 0 Kw未満）	旧地方税法附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日	3 年間	2 / 3	対象の補助等を受け て取得し、特例要件 を満たす設備である ことを証する書類の 写し
再生可能エネルギー発電設備 （太陽光 1,0 0 0 Kw以上）	旧地方税法附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日	3 年間	3 / 4	対象の補助等を受け て取得し、特例要件 を満たす設備である ことを証する書類の 写し
再生可能エネルギー発電設備 （ペロブスカイト太陽電池）	地方税法附則第 1 5 条 第 2 4 項第 1 号	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 1 1 年 3 月 3 1 日	3 年間	1 / 3	特例要件を満たす設 備であることを証す る書類の写し